

◆埼玉県ネットトラブル注意報 第11号

■インターネットとマルチ商法

インターネットがマルチ商法などの悪質商法に利用されてきており、特に若者からの被害相談が増えています。

マルチ商法（連鎖販売取引）とは、加盟者が新規加盟者を誘い、その加盟者がさらに別の加盟者を誘引するという連鎖により被害を拡大する仕組みのことです。

■相談状況と手口

埼玉県の消費生活センターには平成25年度に458件のマルチ・マルチまがい商法の相談が寄せられ、そのうちの43.4%が20代以下の若者からでした。

SNS等で意気投合した相手から「必ず儲かる」と勧められ、借金をして数十万円の投資をして学習用DVDなどを購入した。友人を紹介するとマージンが入ると言われたが全く儲からず、借金の返済負担が大きく解約してお金を返してもらいたいといった相談が寄せられています。この相談内容を例にとりて考えると、SNS上で知り合った相手を安易に信用し、必ず儲かるという話を鵜呑みにしてしまった点に問題があるといえます。

■なぜ若者が狙われているのか

インターネットの普及がマルチ・マルチまがい商法の手口に大きく影響を与えたわけではありません。ですが、インターネットを通じて、簡単に大人と若者がコミュニケーションを取れるようになったため、大人に比べて社会経験が乏しい若者が悪質商法や犯罪などの標的にされやすくなったと考えられます。

■被害にあわないために

インターネット広告やSNSで知り合った相手のプロフィールは、必ずしも事実であるとは限りません。よって、児童生徒に対しては、インターネット上で知り得た情報を鵜呑みにしないことやネット上の付き合いだけの相手方を安易に信用しないことを理解させる必要があります。また少しでも何か困ったことがあれば、周りの信頼できる大人に気軽に相談できる環境を整えておくことも重要です。

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課